

福祉サービス第三者評価結果

①第三者評価機関名

一般社団法人 沖縄県社会福祉士会

訪問調査日：2023年9月21日～22日

②施設・事業所情報

勝連こども園	種 別：公私連携幼保連携型認定こども園	
理事長名：外間 清一 施設長名：外間 ケイ子	定 員（利用人数）： 55（83）名	
所在地：沖縄県うるま市勝連平安名2976-1番地		
TEL：098-978-5577	ホームページ：	kanasa@katsuren-kodomoen.com
【施設・事業所の概要】		
開設年月日：令和4年4月1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人かなさ福祉会		
職員数	常勤職員：19名	非常勤職員：3名
専門職員	(専門職の名称)	
	保育教諭 11名	保育士 0名
	看護師 0名	子育て支援員 2名
	調理師 3名	幼稚園教諭 2名
施設・設備の概要	園庭、ランチルーム、絵本室、遊戯室、保育室、調理室	

③理念・基本方針

【法人理念】：私たちは思いやりと優しさで子どもたちとその保護者に寄り添います。私たちは意欲をもって自分自身のために歩みます。

【こども園理念】：生きる力・強い心を持つ子どもを地域と共に育てる

【基本方針】：

- 「じょうぶな子ども」
 - ・よく食べ・よく遊び・よく寝る子（早寝・早起き・朝ご飯）生活リズムを整え規則正しい生活ができる
- 「明るい子ども」
 - ・誰とでも仲良く遊び、友達関係を大切にする
- 「元気な子ども」
 - ・健康・安全に気をつけて自己管理や危機察知ができるように戸外で元気に遊ぶ
- 「考える子ども」
 - ・元気に挨拶ができ、感謝の気持ちが持てる

④施設・事業所の特徴的な取組

かなさ福祉会は昭和53年に近隣地区に認可外園を開所、平成19年に法人化し地域に根差してきた歴史がある。法人化と同時に認可園を開設し、平成31年には、市立平敷屋幼稚園を公私連携幼保連携型認定こども園として開園した。勝連こども園は、令和4年に法人として2園目の公私連携幼保連携型認定こども園として開園した。現在保育所、認定こども園併せて3園と地域子育て支援センターを運営している。こども園は既存の公立幼稚園の施設を継承し、その特色を活用している。更に調理室とランチルームを増設し、食事提供の際に特注した陶器の食器を使用する等、食育に力を入れている。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	2023年5月13日～
	2023年12月12日（評価結果確定日）
受審回数 (前回の受審時期)	初回受審

⑥総評

◇ 特に評価の高い点

1. 自然とのふれあいや環境設定により、理念である“思いやりと優しさ”が育まれている。

2階の遊戯室から繋がる広いベランダは日除け・雨除けが開閉式で設置されている造りとなっており、プール遊び等に利用されている。船室をイメージした絵本のお部屋には、琉球ガラスのはめ込まれた丸い窓があり、泳ぐ魚の群れ(イラスト)が眺められる。テーブル席の他に畳間が設置され、ゆったりとした空間で絵本を手にとることができる。子どもたちが落ち着ける小部屋として活用されている。園庭の一角にはウサギとカメの小屋があり、園外での菜園体験とともに自然と触れあうことの大切さを学ぶ環境が工夫され、理念である思いやりと優しさを育む情操教育が実践されている。

2. 園の理念・基本方針が明確であり、人材育成の計画が整備されている。

法人の理念・基本方針に沿って園の理念・基本方針が明確に定められている。理念・基本方針は、ホームページや園のしおりに記載され、園の玄関にトールペイントを用いて掲示している。園長は、職員会や職員研修会でプレゼンテーションソフトを活用し、職員への周知を図るための工夫を行っている。理念・基本方針に基づいた人材育成計画が整備され、実施されている。人材採用については、卒園生や保護者、職員の知人などからも採用を行っている。職員の働きやすい環境の整備に配慮している。

3 リーダー層が中心となり、現場の取り組みに対する様々な後方支援が行われており、若手職員の育成に関して組織としての指導体制が整っている。

園のリーダー層が各年齢毎の保育室をこまめに見回りながら、子どもの表情や言動、保育教諭の関わり方等に気を配り、気になることがあればその場でフォローに入ったり、状況に応じて個別の時間を作り対応方法についての助言・指導を行っている。日々の取り組みを通して、若手職員が実践的なスキルや知識を習得できるように配慮された職員(主幹保育教諭)配置がなされ、一つのロールモデルともなっている。組織としての指導体制が整っている。

◇ 改善を求められる点

1. 標準的な実施方法等について、文書の追加整備が期待される。

こども園では、児童虐待対応や危機管理等についてのマニュアルが整備され、職員へ周知し共通理解を図っている。今後はボランティア受入れマニュアルの作成やその他、標準的な実施方法についての文書整理を進め、より職員が活用しやすくなる取り組みが望まれる。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

勝連こども園の更なる教育・保育の質の向上を目指し、初めての第三者評価を受審しました。当園のありのままの現状を評価していただく事でこども園としての具体的な課題を明確にし、改善につなげることとしました。今後の課題が明らかになったことと今できていること、また、当園のよいところも更に確認することができました。

保護者アンケートの結果を踏まえ、保護者の子育てに対する思いや主体性を尊重しながら、よりよい環境づくりに取り組んでいきます。

子ども達の笑顔そして職員がやりがいを感じ、生き生きと働ける環境づくりも質の向上に欠かせないものだと改めて感じました。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

共通

評価項目		評価結果
I 福祉サービスの基本方針と組織		
I-1 理念・基本方針		
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
判断基準	a 法人（認定こども園）の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。	
	b 法人（認定こども園）の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。	
	c 法人（認定こども園）の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。	
評価機関	理念・基本方針は、ホームページやしおり、園だより等の配布資料に記載されている。玄関にはトールペイントで描かれた教育・保育理念、教育・保育目標が掲示されている。理念は、法人理念を反映している。基本方針には4つの子ども像を表現することにより、法人理念の達成の具体的な目標となっている。保護者や職員に対する周知の工夫として、毎月発行する園長だよりの冒頭に記載し、毎年年度初めに開催している法人合同職員研修会でプレゼンテーションソフトを用いた資料で説明している。	
I-2 経営状況の把握		
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
判断基準	a 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	
	b 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。	
	c 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。	
評価機関	社会福祉事業全体の動向や地域の子ども子育て支援事業計画について、園長は、市内の民間立園長会や認定こども園園長会、地域の自治会などの集まりに参加し、情報収集を行い現状の分析を行っている。当園については、1号認定児のニーズに応えた運営を行い、安定した経営・選ばれる園としての質の向上を目指して取り組んでいる。担当税理士は月に2回の頻度で訪問し、コスト分析や会計指導を行っている。	
3	経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
判断基準	a 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	
	b 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。	
	c 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。	
評価機関	税理士の指導の下、財務状況等の分析を園長・事務・主幹保育教諭を中心に実施し、経営課題を明確にしている。法人の課題については、事務長、3園園長、副園長、主幹保育教諭で共有している。定期的な理事会で報告し情報の共有を図っている。職員に対しては、研修会等を通して周知を図っている。経営課題の解決、改善に向けての取り組みについて中期計画に盛り込み推進体制を整備している。	

評価項目		評価結果
I-3 事業計画の策定		
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
判断基準	a	経営や教育・保育に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。
	b	経営や教育・保育に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定しているが十分ではない。
	c	経営や教育・保育に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。
評価機関	中・長期計画は、令和5年度から7年度の3年間の計画が策定されている。理念や計画方針と共に、10年後のありたい姿を明確にしその実現にむけた方針・計画に取り組む内容となっている。地域の実情を考慮した定員見直し等、経営課題に即した内容を6項目に分類し整理している。購入物品の具体的な策定等、実施状況の評価可能な内容となっている。年度末の理事会への報告を踏まえて、必要に応じ見直しを行っている。	
5	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
判断基準	a	単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。
	b	単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。
	c	単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。
評価機関	3年間の中・長期計画に基づいた単年度計画が策定されている。その冒頭には、3園の強みを活かした運営について方針を明確にし、前年度から導入した業務ソフトの活用を始めとした重点項目6項目が記載されている。その内容は、業務改善、人材育成、保護者支援、事故防止・安全対策等、具体的に示されている。職員の研修受講のバックアップ等、具体的な成果が確認できる内容となっている。さらに職員定着や保護者支援について、離職者の数値目標や保護者支援に繋がる講習会の開催等の成果目標の設定に期待したい。	
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
判断基準	a	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。
	b	事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。
	c	事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。
評価機関	朝のミーティング、リーダー会、クラス会等、職員間の話し合いの場で提案された意見やアイデア等を集約し、年度末の園長・主幹保育教諭を中心とした事業計画策定時に反映している。策定のプロセスについては、職員に提示している。毎年度の事業計画については、年度末に評価を行い次年度計画に反映している。策定された事業計画は、職員会議・職員研修会等を通して職員への周知を図っている。	

評価項目		評価結果
7	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a
判断基準	a 事業計画を保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。	
	b 事業計画を保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。	
	c 事業計画を保護者等に周知していない。	
評価機関	事業計画の主な内容について、入園時に配布する園のしおりや毎月発行する園長だよりに記載することにより保護者への周知を図っている。事業計画をファイリングし、玄関に常置し随時閲覧可能な状態を整備している。毎月発行される園長だよりは、カラー印刷で図や絵を多用しカラフルな構成となっていて、保護者の関心を高め、理解を深める工夫を行っている。	
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組		
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
判断基準	a 教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	
	b 教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。	
	c 教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。	
評価機関	クラスごとの月案・週案については、策定・実施・評価・改善のPDCAサイクルに基づき実施後の評価を行い改善策を話し合う体制を整備している。職員個々の質の向上に向けた取り組みについては、自己評価や全国保育士会の『保育所・こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト』を活用している。自己評価の結果やセルフチェックリストの結果はファイリングし、主幹保育教諭と園長は職員個々の評価をもとにフィードバックを行っている。	
9	評価結果にもとづき認定こども園として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
判断基準	a 評価結果を分析し、明確になった認定こども園として取り組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。	
	b 評価結果を分析し、認定こども園として取り組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。	
	c 評価結果を分析し、認定こども園として取り組むべき課題を明確にしていない。	
評価機関	職員自己評価の結果や保護者アンケートの結果を分析し、課題を整理し文書化している。保護者アンケートについて、令和4年度は年度初めの5月と11月の運動会後に実施した。実施後は結果を集計し、意見を記載し保護者へ報告した。その過程で職員は、内容を共有している。共有した課題について話し合いを行い、改善に向けての取り組みを図っている。改善に向けての取り組み状況の進捗確認等、計画的な実施・見直しを行う体制整備に期待したい。	

評価項目		評価結果
II 組織の運営管理		
II-1 管理者の責任とリーダーシップ		
II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
判断基準	a 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。	
	b 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。	
	c 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。	
評価機関	園長は、法人の統括園長という立場も兼ねており、中・長期計画や事業計画等の策定に関与し、経営管理に関する方針と取り組みを明確にしている。園長だよりを保護者向けに毎月発行し、自らの役割と責任について表明している。園長不在時の権限委任などについては、危機発生時の対応フロー図等に主幹保育教諭の判断指示が明記されている。	
11	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
判断基準	a 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。	
	b 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。	
	c 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。	
評価機関	遵守すべき法令等について、園長はうま市認定こども園園長会などに出席し情報収集している。経営者団体の研修会や勉強会に参加して法令遵守の観点での経営について学びを深めている。本年度省令改正により努力義務化とされた業務継続計画(BCP)作成についての取り組みも開始している。職員に対しての周知については、掲示板への掲示や職員会での伝達等を行っている。	
II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	教育・保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
判断基準	a 施設長は、教育・保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。	
	b 施設長は、教育・保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。	
	c 施設長は、教育・保育の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。	
評価機関	園長は、教育・保育理念、教育・保育目標を具現化するために、適材適所の人員配置を行い現状の把握、評価・分析を行っている。教育・保育の質の向上に向けて、主幹保育教諭をはじめとする職員に対して、具体的な方策を示し、指導計画の策定についてアドバイスをを行っている。職員個々の目標に応じた研修プログラムが策定され、園内外の研修参加機会を確保している。	

評価項目		評価結果
13	経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
判断基準	a	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。
	b	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
	c	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。
評価機関	園では、働き方改革として多様な取り組みを行っている。有休をはじめとした休暇の確保、資格取得等に応じた特別昇給制度、家賃補助等を実施している。前年度から導入した業務ソフトを活用し、入園降園時の管理や、一斉メールでの連絡、園長だより・クラス便り等の配布物の配信など業務の効率化に向けた取り組みを推進している。	
II-2 人材の確保・育成		
II-2-(1) 人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	必要な人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
判断基準	a	認定こども園が目標とする教育・保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。
	b	認定こども園が目標とする教育・保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。
	c	認定こども園が目標とする教育・保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。
評価機関	人材については、卒園児や保護者などの採用、職員による紹介等により効果的に確保することができている。法人内3園での人事異動等、法人全体での人材配置を行っている。職員の定着率は高く、勤務年数も長い。それぞれの職員の適正に応じた育成方針が示され、年2回の園長面談等を通して個々の自律的なキャリア形成に寄与する取り組みを行っている。	
15	総合的な人事管理が行われている。	a
判断基準	a	総合的な人事管理を実施している。
	b	総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。
	c	総合的な人事管理を実施していない。
評価機関	法人の理念・基本方針に基づく「期待する職員像」を明確にし、職員に対して周知している。就業規則・給与規程が整備され職員に周知されている。職員処遇が明確に示され研修が推奨されているため、職員は個々の目標を明確にし研修受講計画に基づいて自己研鑽に努めている。人材育成体制が整備されている。	

評価項目		評価結果
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
判断基準	a 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。	
	b 職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。	
	c 職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。	
評価機関	産休・育休の取得等、職員のワーク・ライフバランスに配慮した取り組みを行っている。完全週休2日制の導入や有給休暇の取得率100%の目標設定、シフト手当の導入、住宅手当等、職員からの要望に応えた福利厚生を整備している。又、園長・主幹保育教諭に相談しやすい環境が整備され、風通しが良く働きやすい環境整備に取り組んでいる。	
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
判断基準	a 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。	
	b 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。	
	c 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。	
評価機関	「期待する職員像」は子ども視点・保護者視点の2つの視点で作成されている。園長は研修会や個別面談の際にその内容や意図について説明し周知に取り組んでいる。職員は、「期待する職員像」達成のための目標を設定し、研修受講や日々の教育・保育の質の向上に向けて取り組んでいる。園長は年に2回の定期面談を計画し、実施に取り組んでいる。	
18	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
判断基準	a 認定こども園として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	
	b 認定こども園として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。	
	c 認定こども園として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。	
評価機関	園では、「期待する職員像」として、子どもの視点・保護者の視点の両面からみた職員像を掲げている。「期待する職員像」を職員に周知するため、毎年年度初めに園長研修を実施し、プレゼンテーション資料を活用して保育場面での例示等、具体的に説明している。その具現化のために職員個々の研修計画が策定され、毎年の実施状況について評価し、次年度の研修計画に反映している。	

評価項目		評価結果
19	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
判断基準	a 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。	
	b 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。	
	c 職員一人ひとりについて、研修機会が確保されていない。	
評価機関	園内・園外の研修について年度当初に事業方針・計画に依拠した年間計画を策定し、実施している。職員個々の経験や知識、技術水準に基づいた研修計画が策定され、受講が推奨されている。コロナ禍においては、園外研修はオンライン研修が主となっていたが、徐々に対面研修に参加する機会や県外研修への参加など、職員に対し情報を提供し、参加を推奨している。オンライン研修の受講については、事務室の1画を研修室として、環境整備を行った。	
II-2-(4) 実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
判断基準	a 実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。	
	b 実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。	
	c 実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。	
評価機関	実習生の受入れについては、今年度は5名を予定している。前年度の開園当初も2名を受け入れた。実習受け入れマニュアルが策定され担当主幹を中心に学校側との対応を行っている。実習を担当するクラス担当者に対して、各養成校のプログラム・留意事項について引継ぎを行っている。今後は、実習指導者に対する事前研修を計画的に実施することに期待したい。	
II-3 運営の透明性の確保		
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
判断基準	a 認定こども園の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。	
	b 認定こども園の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。	
	c 認定こども園の事業や財務等に関する情報を公表していない。	
評価機関	情報公開については、財務状況・苦情の対応についてホームページ上に公開している。ホームページのリニューアルを行っており、より効果的な視聴に繋がる取り組みを行っている。第三者評価の結果についても既に受審した法人内の園は、公表している。地域へ向けては、毎月発行の園長だよりを近隣の小学校や関係者等に配布している。	

評価項目		評価結果
22	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
判断基準	a 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	
	b 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。	
	c 公正かつ透明性の高い適正な運営・経営のための取組が行われていない。	
評価機関	園には、事務担当者を2名配置し、経理・事務を担当している。法人の事務局長を中心に、こども園における事務・経理・取引等に対するルールを遵守している。税理士が月に2回訪問し、内部監査の実施や経理事務について専門的な相談ができる体制が整備されている。税理士には、現状に基づき業務改善についてのアドバイス等を求め、経営改善に活用している。	
II-4 地域との交流、地域貢献		
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
判断基準	a 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。	
	b 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。	
	c 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。	
評価機関	園のしおりに「愛し愛され、地域に根ざしたこども園を目指す」と明記し、地域の情報や社会資源のパンフレット・資料を玄関先に提示している。隣接するJA職員との味噌づくり体験の実施、ハロウィン仮装行列での地域との交流、収穫したじゃが芋を園児等と地域に配布する等、こども園への地域の理解を得る取組をしている。交通安全や沿道の美化作業へ職員の協力があり、地域行事・活動への参加の際には、関係者に声をかけ協力依頼している。また就学相談、子育て相談、ホームページでの子育て支援等の中で、個々のニーズに応じた社会資源の利用を勧めている。	
24	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
判断基準	a ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。	
	b ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。	
	c ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。	
評価機関	教育・保育理念の中で「地域の人的・物的資源を有効利用し、地域に根ざした子ども園を目指す」、「地域と共に子ども達の育ちを援助し、生き抜く力を培う」ことが示されている。中高生の職場体験や実習生の受入れ、特別支援学校生への就業体験の受入れを行っており、職員による小学校での絵本の読み聞かせを毎月実施。ボランティア受入れに関しては、地域行事・活動の際には関係者に協力依頼するなど取り組んでいる。実習歴のある学生さんにボランティアを依頼することが多く、登録手続きや事前説明等のマニュアル整備には至っていない。子どもとボランティアとの交流を深めるために、今後はマニュアル整備や研修の実施等について取り組むことが望まれる。	

評価項目		評価結果
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	認定こども園として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
判断基準	a	子どもによりよい教育・保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。
	b	子どもによりよい教育・保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。
	c	子どもによりよい教育・保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。
評価機関	社会資源を明示したリスト・資料を作成し、職員間で共有されている。学校運営協議会、園長会、市地域包括支援センター、市有識者会議等と定期的に連絡会をもち、問題提起や解決へ向けての協働の取り組みを行っている。共通の問題に対して地域の関係機関・団体との協力により対応しており、更にネットワークを広げることも取り組んでいる。気になる子ども・家庭に対しては、要保護児童対策地域協議会など関係機関との情報交換、状況の確認、対応策が検討されている。	
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	地域の福祉ニーズ等を把握する為の取組が行われている。	a
判断基準	a	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握する為の取組を積極的に行っている。
	b	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握する為の取組を行っているが、十分ではない。
	c	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握する為の取組を行っていない。
評価機関	こども園のもつ機能を地域に還元する仕組みとして、園庭開放や絵本のお部屋の開放などを試みており、菜園体験、行事参加、制作活動といった親子での体験活動を受け入れ、福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。学校運営協議会や園長会、保・幼・こ・小連絡会等に参加し、地域の区長や隣接するJA職員との交流を通して、地域の状況を理解し課題の把握に努めている。これらの会議でとりあげられたテーマについては、職員会議の中で報告がなされ、対応策について職員で話し合っている。また、子育て支援事業・子育てサロンにおける育児相談の受け付け等、多様な相談に応じられるよう取り組んでいる。	
27	地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
判断基準	a	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。
	b	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。
	c	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。
評価機関	1号認定子どもの給食費の無料化、社協フードバンクへの食料品の提供、沿道の美化作業、JA祭への参加と地域貢献に関わる事業・活動を実施し、事業計画でも示している。夏休み期間の情操教育への参加受入れ、台風時の合同保育、英語遊び・そろばん教室・リトミック等のノウハウや情報を地域に還元することへも取り組んでいる。また防災マップを園内に掲示し、散歩マップとしても利用することで、地域との交流を通して防災意識の啓発にも繋がるような工夫がなされている。	

評価項目		評価結果
Ⅲ 適切な福祉サービスの実施		
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス		
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	子どもを尊重した教育・保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
判断基準	a	子どもを尊重した教育・保育についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取組が行われている。
	b	子どもを尊重した教育・保育についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解をもつための取組は行っていない。
	c	子どもを尊重した教育・保育についての基本姿勢が明示されていない。
評価機関	子ども尊重の理念が明示され、定期の園長講話や園内研修によって共通理解が図られ、実践されている。「期待する職員像」の中で「子どもの視点から見た職員像」が示され、子どもを第一に考える教育・保育実践への取り組みがされている。年2回「人権擁護のためのセルフチェックリスト」による実践の振り返りを行い、子どもの尊重・基本的人権への配慮について勉強会をしており、アプローチカリキュラムの中で「互いを認めあうことで相手を大切にすること」をうたい、日々の関わりの中で実践している。また、性差への固定的な観念を植えつけることのないよう配慮し、個々に合わせた関わりをするよう努めている。異文化を背景とする子どもも在籍しており、互いを知り尊重することへの取り組みが積極的に行われている。	
29	子どものプライバシー保護に配慮した教育・保育が行われている。	b
判断基準	a	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーに配慮した教育・保育が行われている。
	b	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーに配慮した教育・保育が十分ではない。
	c	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。
評価機関	着替え時にはカーテンを閉めて外から見えないようにし、内科検診ではタオルで身体を隠すなど、子どもの人権や羞恥心にも配慮がされている。写真撮影は園用のデジカメやipadで行うようにし、行事等で撮影した写真や動画をSNSに投稿しないようにしている。プライバシー保護について入園時に保護者に説明し、職員にも周知されている。プライバシー保護について実践の中で意識して取り組まれているが、規程・マニュアルの整備に関しては、今後も継続して取り組むことを期待したい。	
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。		
30	利用希望者に対して認定こども園選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
判断基準	a	利用希望者が認定こども園を選択するために必要な情報を積極的に提供している。
	b	利用希望者が認定こども園を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。
	c	利用希望者が認定こども園を選択するために必要な情報を提供していない。
評価機関	こども園の特性等を紹介したパンフレットを公共施設等に置き、ホームページにも掲載している。内容が分かりやすいよう絵図や写真、分かりやすい言葉を用いるなど工夫されている。利用希望や見学希望にそのつど応じ、案内しながらパンフレットやしおりを用いて丁寧に説明している。またパンフレットを毎年見直し、適切な情報提供ができるようにしている。	

評価項目		評価結果
31	教育・保育の開始・変更にあたり、保護者等にわかりやすく説明している。	a
判断基準	a	教育・保育開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等にわかりやすく説明を行っている。
	b	教育・保育開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。
	c	教育・保育開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っていない。
評価機関	入園時や進級時には懇談会を開催、重要事項説明書・園のしおりの内容説明を行い、その際には保護者の意向を確認。内容に変更がある際にも書類を用いて説明し、同意書を残している。文書の掲示や業務支援ソフトの利用により、変更内容がそのつど周知できるよう工夫されている。配慮の必要な保護者に対する説明は、わかりやすい言葉でより丁寧に説明するよう努めている。	
32	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
判断基準	a	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮している。
	b	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮しているが、十分ではない。
	c	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮していない。
評価機関	転園する際には先方へ児童指導要録を作成して送付、必要に応じて電話でのやりとりも行っている。卒園児に関しても同様の方法で就学先との連携し、継続性に配慮。利用終了後も子どもや保護者が来園しやすいよう声かけを行う他、相談担当窓口を設置し主幹保育教諭が電話等での相談に応じている。教育・保育の継続性を確保するために、口頭での説明だけでなく相談担当者や連絡先を記載した文書を作成し、書面でも伝えることが望まれる。	
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
33	利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
判断基準	a	利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。
	b	利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。
	c	利用者満足を把握するための仕組みが整備されていない。
評価機関	日々の関わりの中で子どもの声に耳を傾け、子どもの気持ちに共感し満足できるよう努め、保護者への個別面談とアンケート調査を定期的実施している。保育・教育内容や行事の持ち方等について、アンケート結果を分析・検討した結果を保護者に文書で知らせ、満足度の把握・改善に取り組んでいる。また園長を中心とした保護者との懇談や、個人面談等で意見の聴取を行い、教育・保育の改善に結びつくよう取り組んでいる。	

評価項目		評価結果
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
判断基準	a 苦情解決の仕組みが確立され、保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。	
	b 苦情解決の仕組みが確立され、保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。	
	c 苦情解決の仕組みが確立していない。	
評価機関	苦情解決の体制が整備され、玄関に仕組みをわかりやすく説明をしたポスターが掲示されている。意見箱の設置、定期的なアンケートの実施、メールでの受け付けにより苦情を申し出しやすいよう工夫されており、内容についての記録がファイルされている。苦情内容について職員で話し合い、共通理解を深め、園だよりで保護者に伝えフィードバックしている。第三者委員への苦情は現在のところ実績がなく、そのことを園だより、ホームページに掲載している。	
35	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a
判断基準	a 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。	
	b 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。	
	c 保護者が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。	
評価機関	入園時に配布するしおりで、相談方法や複数の相談者が示されている。登園・降園時や連絡帳でのコミュニケーションで信頼関係を築き、相談しやすい雰囲気づくり、相談者や相談内容に応じたスペースの確保など環境にも配慮している。また“かなさ広場”のパンフレットを玄関に置くなど、他の相談事業があることを伝え、選択できるようにしている。	
36	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
判断基準	a 保護者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。	
	b 保護者からの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。	
	c 保護者からの相談や意見の把握をしていない。	
評価機関	朝夕の送迎時に子どもの様子をききながら信頼関係を築き、相談しやすい環境づくりに配慮している。定期的なアンケートを実施し、その内容について分析・検討が行われ、記録がファイルされている。アンケート結果や保護者の意見をもとに職員で話し合い、改善に向け適切な対応ができるよう努めている。アンケートの実施方法や意見聴取の方法については、そのつど見直し状況に対応できるようにしている。記録の方法や手順、対応などマニュアルとして整備しておくことが望まれる。	

評価項目		評価結果
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
判断基準	a	リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。
	b	リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。
	c	リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を組織として収集していない。
評価機関	危機管理マニュアルの中で指揮系統が示され、責任者及び役割分担が明確にされている。県内外での事故事例が朝礼・会議等で周知され、事故防止への意識喚起を図っている。また担当者によって集計されたヒヤリハット・事故報告書をもとに、毎月の園内研修において安全確保・事故防止について学び、改善策・再発防止策について検討・実施する取り組みがされている。また、安全確保の実施状況や実効性について、定期的に見直しを行っている。	
38	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
判断基準	a	感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。
	b	感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備しているが、取組が十分ではない。
	c	感染症の予防策が講じられていない。
評価機関	危機管理マニュアルの中で、各職員の役割と園長の責任が明確にされており、マニュアルは必要時に参照できるように手にとりやすい場所に置かれ、内容が職員に周知されている。感染症予防や発生時の対応について園内研修で学び共通理解、食中毒についても研修を実施、予防策等の情報を食育だよりで発信している。保健だより・掲示板での周知の他、業務支援ソフトの利用により、プライバシーに配慮しつつ、保護者へも適切に情報提供がなされている。	
39	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
判断基準	a	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。
	b	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。
	c	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。
評価機関	危機管理マニュアルの中で職員体制が整備され、避難先、避難ルート、保護者への連絡方法等が示されている。海拔30mの立地条件、住宅地という園周辺の環境から想定される災害の影響を把握し、事業継続のための必要な対策を講じている。緊急連絡表が作成され、子どもの名簿や保護者の連絡先等が記載されている。消防計画の策定があり毎月の避難訓練を実施、市主催の合同避難訓練にも年1回の参加がある。不審者訓練、交通安全指導など消防署や警察、行政と連携した訓練を実施している。備蓄リストに関しては整備の必要性を認識しており、検討中となっているが、整備を進めていくことに期待したい。	

評価項目		評価結果
Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保		
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	教育・保育について標準的な実施方法が文書化され、教育・保育が提供されている。	b
判断基準	a 教育・保育について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた教育・保育が実施されている。	
	b 教育・保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた教育・保育が実施が十分ではない。	
	c 教育・保育について、標準的な実施方法が文書化されていない。	
評価機関	衛生管理・健康管理・感染症の対応・児童虐待対応等についてのマニュアルが作成され、「期待する職員像」において子どもを尊重する姿勢が明示されている。子どもの遊び、環境構成、音楽活動、人権擁護、虐待防止、問題点・課題の発見等の研修により、標準的な実施方法について職員に周知・共通理解されている。『幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説』を用い、その内容に基づいて実践が画一的なものにならないよう努め、個々の状況に対応できるようにしている。今後はさらに、標準的な実施方法について整理を進め、活用しやすくなる取り組みに期待したい。	
41	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
判断基準	a 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。	
	b 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。	
	c 標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。	
評価機関	衛生管理・健康管理・感染症の対応・児童虐待対応等についてのマニュアルが作成され、主幹保育教諭・園長に提出し助言を受けている。また定期的なリーダー会議、クラス会議の中で実施状況の確認をし、カリキュラムやプロセスの振り返り、職員や保護者からの意見・疑問等に関しての検証と見直しを行っている。その際には指導計画に照らし合わせ、その内容が反映されるよう留意している。	
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	a
判断基準	a アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しており、取組を行っている。	
	b アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。	
	c アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立していない。	
評価機関	指導計画案をクラス担任が作成し、必要に応じて主幹保育教諭と園長の助言・指導がある。入園前に児童票・家庭調査票にて保護者から情報を聴取、入園後は視診表や日々の記録をもとにアセスメントを実施している。計画作成にあたっては、保健リーダー、食育リーダーの他に個別支援計画相談員など園外関係者の参加のもと協議を実施している。個人面談等を通して保護者の意向を確認、具体的なニーズを個別指導計画に記載、実践についての反省・評価の記載欄も設定されている。支援困難ケースについても、対応方法について協議しながら、適切な支援ができるよう努めている。	

評価項目		評価結果
43	定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a
判断基準	a	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。
	b	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。
	c	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない。
評価機関	PDCAサイクルの手法にもとづき指導計画が作成され、見直しによる変更が生じた場合には、その内容を関係職員で共有できるようにしている。緊急に変更する場合も、同様の方法で実施している。評価・見直しにあたっては、日誌等で実践の振り返りを行い、ニーズや教育・保育の課題を明らかにし、主幹保育教諭の助言を受けながら、次の指導計画作成に生かしている。これらを通し、教育・保育の質の向上についても取り組んでいる。	
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	子どもに関する教育・保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
判断基準	a	子ども一人ひとりの教育・保育の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。
	b	子ども一人ひとりの教育・保育の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。
	c	子ども一人ひとりの教育・保育の実施状況が記録されていない。
評価機関	指導要録、児童票、個別記録、月案、週案など定められた様式で記録され、主幹保育教諭によって内容や書き方に差異が生じないよう助言が行われている。園長・主幹保育教諭により情報の分別・選定が行われ、ミーティングや園内研修等により必要な情報が共有されている。記録ファイルや業務支援ソフトの利用により、情報共有の仕組みが整備されている。	
45	子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
判断基準	a	子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。
	b	子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。
	c	子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。
評価機関	個人情報保護に関する規程が定められ、情報セキュリティポリシーにおいて、ICT利用の際の注意事項等が示されている。子どもの記録は事務所の奥で保管し、持ち出さないようにしている。年度初めに個人情報保護についての研修を行い、共通理解が図られ遵守されている。情報開示の際は、開示の範囲や子ども・保護者のプライバシー等に配慮。保護者へは入園時に個人情報の取り扱いについて説明し、使用同意書をとっている。	

		評価項目	評価 機関
内容	A-1 子どもの権利擁護、子ども本位の教育・保育		
	A-1-(1) 子どもの権利擁護		
46	A①	子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a
	判断基準	a	子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。
		b	子どもの権利擁護に関する取組が実施されているが、より質を高める取組が求められる。
		c	子どもの権利擁護に関する取組が十分ではない。
評価機関	<p>「勝連こども園運営規程」の中で子どもの人権の擁護と虐待の防止に関する取り組みが規定されており、対応マニュアル「児童虐待対応について」が整備されている。職員は、子どもの年齢や言語能力の違い・個性等によって「自らSOSが出せない状態」もあることを理解し、いつもとは異なる子どもの表情や言動の変化等があれば、個別に働きかけて状況を確認したり、気持ちを代弁することを心がけている。また、家庭における不適切な養育・虐待の兆候を見逃さないよう、日々の子どもの様子を見守るだけでなく、園における職員自らの子どもとの関わり方等にもついて全職員がセルフチェックを実施している。</p>		
A-2-(1) 全体的な計画(教育課程を含む)の作成			
47	A②	認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基く全体的な計画の作成及び全体的な計画をふまえて指導計画を作成している。	a
	判断基準	a	全体的な計画（教育課程を含む）は、認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成し、その全体的な計画をふまえた指導計画を作成している。
		b	全体的な計画（教育課程を含む）は、認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成し、その全体的な計画をふまえた指導計画を作成しているが、十分ではない。
		c	全体的な計画（教育課程を含む）は、認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成し、その全体的な計画をふまえた指導計画を作成していない。
評価機関	<p>勝連こども園の理念、教育・保育方針に基づいた全体的な計画が策定され、家庭との連携、特別な配慮を要する子どもへの対応、小学校教育との接続等についても記載されている。全体的な計画は子どもの年齢毎の各領域、園全体に共通する各項目等について整理され、各領域では、子どもの発達連続性を踏まえて、ねらい及び内容並びに配慮事項が示されている。また、個別の指導計画は全体的な計画を踏まえて作成され、年度末の園内研修等を通して全職員で振り返りを行い、その内容が次の計画に反映されている。保護者に対しては、入園時に計画内容の説明を行っており、その後は保育参観等を通して、計画が教育・保育の取り組みとして実践されていることを説明している。</p>		
A-2-(2) 環境を通して行う教育及び保育の一体的課題			
48	A③	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
	判断基準	a	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。
		b	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備しているが、十分ではない。
		c	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備していない。
評価機関	<p>職員は一人ひとりの子どもの様子に配慮しながら、その都度エアコンの調節を行っている。各保育室の一隅には小さな衝立で周りからの視線を遮るスペースが作られ、気持ちが落ち着かない時やひとりになりたい時など、子どもの状態により必要に応じて利用できるようになっている。各年齢毎の保育室はオープンな作りとなっているが、入園直後の3歳児については廊下側に低い棚をおいてエリアの違いを意識させ、園生活に慣れてきたら棚を移動する等、子どもの安全確保と環境に慣れていく過程にも配慮した対応がとられている。毎日の衛生管理(備品等のアルコール消毒)、月1回の定期安全点検(設備・遊具)等が行われ、補修が必要な箇所について軽微なものであれば用務員が速やかに対応、その他についても対応の記録が保管されている。</p>		

		評価項目	評価 機関
49	A④	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた教育・保育を行っている。	a
	判断基準	a	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた教育・保育を行っている。
		b	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた教育・保育を行っているが、十分ではない。
c		一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた教育・保育を行っていない。	
	評価機関	職員は子どもの様子で気になること等について、朝と午後のミーティングの際に他職員との情報共有を行っている。園では「一人ひとりの子どもを職員全体でみていく」ことを意識しており、状況によってどの職員からでも子どもに声をかける等、担任教諭と連携して対応している。特に主幹保育教諭は教育・保育の様子をこまめに見守っており、子どもの表情等を観察しながらいつもと違う様子があれば適宜介入してその思いを聴き取るよう努めている。お友だち同志のトラブル等、子ども自身がうまく表現できない言葉を職員が補って説明をしたり、用務員さんとの関わりが好きな子どもに対しては気持ちが落ち着かないときに用務員さんが声をかけたりするなど、園全体で子どもを受容していこうとする取り組みがみられる。	
50	A⑤	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
	判断基準	a	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。
		b	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っているが、十分ではない。
c		子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っていない。	
	評価機関	園では、子どもが基本的な生活習慣を身につけていくことに関して、イラストを用いた掲示物等を利用してわかりやすく説明している。職員は、トイレトレーニングや食事の仕方等、子どもが園で出来たことを保護者に報告する際は出来るだけ本人もいる場所で行い、また家庭で出来るようになったことも相互に確認しながら、保護者と足並みをそろえて支援できるように努めている。職員は、子どもの生活習慣の獲得の進捗、発達全般には個人差があることを保護者に説明し、年齢の視点だけではなく一人ひとりの子どもにとって適切な時期に必要な援助を行うように働きかけている。子どもに対しては毎月の保健集会や食育指導が行われ、保護者に対しては保健だより等を通して、生活リズムや食習慣の大切さが伝えられている。	
51	A⑥	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開している。	a
	判断基準	a	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開している。
		b	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開しているが、十分ではない。
c		子どもが主体的に活動できる環境の整備や、子どもの生活と遊びを豊かにする教育・保育が展開されていない。	
	評価機関	勝連こども園では、教育・保育のプログラムとして音楽活動(鍵盤ハーモニカ、オーケストラ)や、フラッシュカード、文字教室、そろばん等、多くの活動を取り入れている。様々な活動に触れる中から、一人ひとりが積極的に取り組めるものを見つけたり、可能性を広げていくことを目指している。子どもの「やってみたいこと・好きなこと」について、毎月の誕生会を利用して発表の場・役割を与える等、一人ひとりが輝ける場面を作っている。また、朝の散歩や降園前の比較的自由な遊びの時間に行う虫取り・園で飼育している動物との触れ合いや等は、子どもから発せられる「〇〇したい」という声を拾い上げながら設定されており、子どもが互いに相談したり、主体性を発揮する機会になるよう配慮されている。	

		評 価 項 目	評価 機関
52	A⑦	乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	
	判断基準	a	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
		b	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
		c	適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。
評価機関	* 在籍しないため対象外。		
53	A⑧	3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	
	判断基準	a	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
		b	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
		c	適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。
評価機関	* 在籍しないため対象外。		
54	A⑨	3歳以上児の教育・保育において、適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	a
	判断基準	a	適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。
		b	適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
		c	適切な環境、教育・保育の内容や方法に配慮されていない。
評価機関	3・4・5歳児それぞれの発達段階に応じて、養護の視点や教育及び保育の各領域におけるねらいや内容、配慮事項等が全体的な計画としてまとめられており、段階的な支援が行われている。各保育室は、年齢に応じた玩具や掲示物が配置され、5歳時クラスには一人ひとりの机・椅子が準備される等、小学校以降の生活や学習基盤の育成にも配慮した環境が整備されている。異年齢児交流を通して、職員は年長児童が得意なことを年少児童に披露する場面を作るように働きかけている。年齢の下の子が上の子に自然と憧れの気持ちを抱いたり、上の子が下の子を優しく気遣うようになる等、年齢の異なる子ども同士がそれぞれの違いを肯定的に受け入れられるよう、職員が意識的に関わっている。		

		評価項目	評価機関
55	A⑩	障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	a
	判断基準	a	障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。
		b	障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
c		障害のある子どもが安心して生活できる環境の整備、教育・保育の内容や方法に配慮していない。	
	評価機関	園には基準の保育教諭の配置とは別に、配慮を要する子どものための支援員(保育士)が2名配置されている。個別支援保育記録簿が整備され、発達支援に関する必要書類がファイリングされており、職員は共通理解の元で一人ひとりの特性に配慮した教育・保育を行っている。障がい児保育に関する研修会への職員の派遣や、療育に関する巡回相談も利用されており、他の子どもへの関わり方のヒント等としても効果的に活用されている。なお、現在入園している心理・発達面で配慮が必要な子どもに対しては十分な取り組みが行われているが、今後、身体障がいのある子どもの受入れ等を想定した場合、トイレ等はバリアフリー化されているが、2階部屋に上がる手段が階段のみの建物構造について、合理的配慮も含め何らかの検討に期待したい。	
56	A⑪	それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	a
	判断基準	a	それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、教育・保育の内容に配慮している。
		b	それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、教育・保育の内容に配慮しているが、十分ではない。
c		それぞれの子どもの在園時間を考慮した保育環境の整備、教育・保育の内容や方法に配慮していない。	
	評価機関	職員は登園した子どもに対して、その日に取り組むことをイラスト等を用いてわかりやすく説明しており、子ども自身が一日の流れを見通して過ごせるように支援している。職員は子どもの希望を聞きながらその日の遊びを選択する等、それぞれの在園時間に応じて子どもが楽しく過ごせるよう工夫している。5歳児については、小学校就学を意識して午睡の時間は組んでいないが、活動の中で眠たさを訴えたり、体調への配慮が必要な子どもは職員室内に設置された保健ベッドを利用して適宜休憩させている。1号認定の子どもについて、夏休み期間も園行事や情操教育プログラムには参加可能としており、長期休暇の間の子育て支援や休暇後の園生活がスムーズに再開できるように配慮している。	
57	A⑫	小学校との連携、就学を見通した計画に基づき、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
	判断基準	a	小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。
		b	小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しているが、十分ではない。
c		小学校との連携や就学を見通した計画、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮をしていない。	
	評価機関	「勝連こども園アプローチカリキュラム」が作成され、5歳児に関する小学校就学を見据えた取り組み、各種活動のねらいや環境づくり等が計画としてまとめられている。隣接する勝連小学校とは、施設整備の利用や行事を通じた交流が密に行われている。就学前の「1年生お招き会」や高学年生徒との「絵本の読み聞かせ交流」、小学校体育館やプール、音楽室での活動等を通して、子どもが小学校への入学を安心してイメージできるよう支援されている。保護者とは日々の情報交換や年に2回の個人面談を通して、小学校就学までに身に付けてほしい習慣等について話し合ったり、個別の配慮が必要な子どもについては利用できるサービスの説明、手続きの案内等を行っている。就学前には小学校教諭が園に子どもの様子を見に来たり、要録を作成して個別の引継ぎを行う等、小学校との連携が密に図られている。	

評価項目		評価 機関
A-2-(3) 健康管理		
58	A⑬ 子どもの健康管理を適切に行っている。	a
判断基準	a	子どもの健康管理を適切に行っている。
	b	子どもの健康管理を適切に行っているが、十分ではない。
	c	子どもの健康管理を適切に行っていない。
評価機関	<p>マニュアル「健康管理について」が策定されており、子どもの健康状態、発育・発達状態の把握や健康診断の実施方について記載されている。また「年間保健計画」が作成され、子どもに対する保健行事や保護者への保健指導等が月毎に計画され、取り組まれている。一人ひとりの既往歴や予防接種の状況は入園時に作成した個人記録表で管理し、必要に応じて内容が更新されている。子どもの健康状態、ケガや体調の変化等で気になることは、登園・降園時の情報交換の他、お便り帳、業務支援ソフト等を活用して保護者に引き継いでいる。また、同一法人が運営するうるま市内在の「かなさ保育園」に看護師が配置されていることから、検診時の協力や、体調面で気になる子どもへの対応方法等について電話相談ができる体制となっている。</p>	
59	A⑭ 健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映している。	a
判断基準	a	健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映している。
	b	健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映しているが、十分ではない。
	c	健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映していない。
評価機関	<p>勝連こども園では、学校医・学校歯科医との連携により、年2回の定期健康診断(歯科・内科・尿・ぎょう虫検査)が実施されており、毎月の身体測定の結果とあわせて個人別の記録簿が作成されている。検査結果は家庭にお知らせするとともに、所見があれば再検査等を案内している。また、歯科検診の前にはチェック表を作成して家庭での歯磨きチェックにも取り組んでもらっている。毎月「ほけんだより」が配布されており、季節毎の健康への配慮や保健に関する園での取り組み状況等について、保護者への周知が図られている。</p>	
60	A⑮ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
判断基準	a	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。
	b	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っているが、十分ではない。
	c	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、適切な対応を行っていない。
評価機関	<p>園ではマニュアル「食物アレルギーへの対応について」を策定し、マニュアルに則った対応が実施されている。対象児童のアレルギー疾患の状態は入園時に確認するほか、アレルギー検査を毎年更新してもらい、その結果(検査報告書、医師の診断書)に基づいて個別の対応を行っている。給食は国のガイドラインに沿ったアレルギー対応食となっており、予定献立表の食材名には色付けが行われる等、保護者もアレルギー食材が確認しやすいよう工夫されている。また、食物アレルギーの対応は子どもにも説明して理解を促しており、除去食・代替食は食器やトレーが色分けされ、誤配がないよう保育室・調理室が連携して配膳等のダブルチェックを行っている。万が一アレルギー症状が出た場合の薬を保護者から預かり、職員室にて保管している。皮膚疾患のある子どもについては日々の状態確認を行っており、特に運動後は保清・保湿を保つ等対応している。</p>	

評価項目		評価 機関
A-2-(4) 食事		
61	A⑯ 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
	判断基準	
	a 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	
	b 食事を楽しむことができるよう工夫をしているが、十分ではない。	
	c 食事を楽しむことができる工夫をしていない。	
	評価機関	
	<p>勝連こども園では、毎月の給食献立表の他に園の食育に関する取り組みや食材の紹介といった「もくもぐだより」を作成して、安全で楽しい食事のあり方について家庭との連携に取り組んでいる。また、園の玄関横にその日の給食のサンプルを毎日掲示しており、特に子どもに人気のメニューについては調理法を保護者にお知らせしている。給食で使用する子どもの食器はあえて陶器(やちむん陶器)を使用し、食器の扱い方を学んだり物を大切にすることを意識した支援を行っている。ランチルームからは、調理室で調理員が働く様子をガラス越しに見ることが出来、園の畑で子どもが収穫した野菜が給食の食材として利用される等、毎日の給食に変化をもたせ、子どもが食事を楽しむことができるよう工夫されている。</p>	
62	A⑰ 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
	判断基準	
	a 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	
	b 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供しているが、十分ではない。	
	c 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供していない。	
	評価機関	
	<p>毎月給食会議が開催され、子どもの食事の様子等について保育教諭と調理員らが同席で話し合いを行っている。会議では、子どもの発達に合わせた食材の切り方や調理法、子どもの好みの味付けなどについて検討・改善が行われている。感染症対策、衛生管理の一貫として、体調不良の児童が複数名いる時には食事席を離したり、全員が給食を一緒に摂らないようにする等物理的な配慮を行っている。行事食としては、こどもの日、七夕、クリスマスなどには季節感のあるメニューを提供、また各月毎に誕生月の子どもたちのリクエストメニューを取り入れた「ハッピープレート」を提供する等、子どもがおいしく食事をいただけるよう工夫されている。</p>	
A-3 子育て支援		
A-3-(1) 家庭との緊密な連携		
63	A⑳ 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
	判断基準	
	a 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	
	b 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っているが、十分ではない。	
	c 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っていない。	
	評価機関	
	<p>登園・降園時の保護者とのコミュニケーション、連絡帳や園だより、業務支援ソフトの活用等により、家庭との情報交換が行われている。保育教諭らは、保護者からの連絡・質問があった際にはその日のうちに返事が伝えられるよう心がけている。降園時には、親子に対して「今日は〇〇があったね。おうちでも話してみてね」等、子どもと保護者が家庭での会話に繋がりそうなことを伝えるようにしている。じゃがいも収穫祭等の親子行事を設定する他、毎月のお誕生会や季節毎の園内行事については、保護者の見学参加はいつでも可能であることを案内している。また、保育参観後と大きな行事(運動会)後には、保護者アンケートを実施、改善事項や要望、意見等には回答を作成してフィードバックしている。</p>	

評価項目		評価 機関
A-3-(2) 保護者等の支援		
64	A⑱ 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
判断基準	a 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	
	b 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っているが、十分ではない。	
	c 保護者が安心して子育てができるようにするための支援を行っていない。	
評価機関	<p>勝連こども園では、年2回の個別面談を設定している他、保護者からの相談事に随時対応している。相談事に対応する際には事務所、絵本のお部屋、ランチルーム等を活用し、面談中は外部の方を入れない等、相談内容・個人情報漏れないように配慮している。面談は担任保育教諭と保護者との1対1を基本としているが、内容によっては園長、主幹保育教諭等を交えて複数体制で対応したり、家庭支援サービス等に繋げる必要がある場合には、保護者の了解を得て関係機関への情報提供を行っている。子どもの背景・家庭の事情等へ配慮しながら、共通理解に基づいた支援が提供されている。</p>	
65	A⑳ 家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
判断基準	a 家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	
	b 家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めているが、十分ではない。	
	c 家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めていない。	
評価機関	<p>マニュアル「児童虐待対応について」が策定され、虐待の早期発見のためのチェックリストや保護者への対応、フローチャート等が示されている。マニュアルを用いた園内研修を行う他、子どもの様子で気になることがあれば園長や主幹保育教諭へ報告、職員全体で共通理解を行い、虐待の兆候を見逃さないように努めている。児童相談所や市子育て世代包括支援センターと連携し、支援の必要な家庭についての見守りや情報共有を行っている。身体保清や食事の面で子どもの様子が気になる場合でも、子育て支援サービスの紹介を行ったり、園長が直接保護者と面談して子育ての悩みを聞き取りながら解決策を一緒に考える等、子どもの安全を守りつつ、保護者に寄り添って支援する姿勢が園内で統一されている。</p>	
A-3-(3) 子どもへの不適切な関わりの防止等		
66	A㉑ 子どもに対する不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいる。	b
判断基準	a 子どもに対する不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいる。	
	b 子どもに対する不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいるが、十分ではない。	
	c 子どもに対する不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいない。	
評価機関	<p>「人権擁護のためのセルフチェックリスト」を活用し全職員がセルフチェックを実施、園内研修においても子どもを尊重する保育のあり方等について学習している。職員同士でも子どもに対する余裕のない対応、不適切な関わりがないかどうか互いに気を配り、気になることは園長、主幹保育教諭に報告している。子どもに対しては、表現できない気持ちについても代弁を意識した関わりを行っている。保護者に対しても「園生活や職員に対して、子どもが感じていることがあれば教えてほしい」と声を掛け、場合によっては園職員以外の第三者へ相談できることも情報提供されている。予防的対応、園内での相談体制等については十分な取り組みがなされているといえるが、万が一職員による子どもへの不適切な関わりが発生した場合の届出者・通告者を守るための仕組みについては明文化されたものがないため、今後その整備が望まれる。</p>	